

私学々科設置之件

法律学 桂 敬義

右者管テ英文漢文設置之願出御認可相濟候処尚又別紙之通法律
学課程表及上申取調候処不都合之廉モ無之被存候条御認可相成
可然哉御指令案共相伺候也

案

（印）書面之趣認可候事

年月日

長官

（欄外注記2）

神田錦町二丁目二番地

明治義塾法律研究所

右ハ今般明治義塾内へ別紙規則之通り加設仕度此段奉願候也

右明治義塾主

神田区錦町二丁目二番地

東京府士族

明治十六年五月

桂 敬義（印）

神田区学務委員

松田秀雄（印）

東京府知事 芳川顕正殿

前書出願ニ付奥印候也

神田区長 沢 簡徳（印）

64 明治義塾法律研究所加設（明治十六年五月）

（欄外注記1）
明治十六年六月二日受

御用掛東条永胤（印）

知事 書記官 学務課（庵地印）

設置ノ目的

本所ハ生徒ヲシテ専ラ現行律ヲ研究シ傍ラ各国ノ法律ヲ摘要シ

其原理ヲ解得セシムル為メニ設ク

名称及位置

神田区錦町二丁目二番地明治義塾法律研究所

学科課程及教科用書

甲乙表之通

学期授業時間及日限

学期 修業期限ヲ二ケ年トス

授業時間及日限 毎日凡ソ二時間トシ午後三時ヨリ始ム

試験及休日

試験 定期試験卒業試験ノ二種トス

定期試験ハ每期ノ末其期中ニ履修セル諸科目又ハ問題

ニ依テ之ヲ行フ

卒業試験ハ全期中履修セル諸科目又ハ問題ニ依テ之ヲ

行フ

試験点数 定期卒業試験共一回ノ全点ヲ一百トス

〔下札〕 試験ノ合格ハ八十点以上ヲ得ルモノニ限ル

入学退学規則

入学退学 入学スル者ハ証人ヲ立テ身元引受ノ証書ヲ差出サ

シメ退学ノ者ハ証人ヨリ届書ヲ差出サシム

生徒定員及入学生徒ノ学力

生徒ノ定員 凡二百名トス

入学生徒学力 小学校卒業ノモノ及ヒ右ニ合格スルモノトス

教員学力

教員学力 法学士

職務心得 教員ハ生徒ノ教授法及試験法ヲ負担シ其優劣ヲ視

テ等級ヲ上下ス

人員俸給 教員二人其俸給ハ収入ニ從ヒ定額無シ

敷地及建物

敷地 八百十八坪

建物 三百六十五坪

授業料

授業料 壹ヶ月七拾五錢

經費支出

經費支出 壹ヶ月間ノ収入ニ從フ

明治義塾法律研究所課程表

通計	法 律	科学		期学	
		時間	教授	前	後
学科数五	契約篇 証法書取	二十	六ヶ月間 授業日数 百四十日	前	後
"	"	"	"	前	後
学科数四	英国私犯法 羅馬律	二十	六ヶ月間 授業日数 百四十日	前	後
"	"	"	"	前	後
"	同衡平法 英国商法	二十	六ヶ月間 授業日数 百四十日	前	後
"	"	"	"	前	後
"	案 民刑擬律判 衡平法 同	二十	六ヶ月間 授業日数 百四十日	前	後
"	"	"	"	前	後

法律教科書		
書名	巻冊	著者氏名
日本刑法	巻冊	
同治罪法	同	
証拋法	洋書	仏国
民法売買篇	同	同
商法	同	同
行政法	同	同
法律史	同	英国
羅馬律	同	羅馬

(表紙)

「 従前ノ分

明治義塾規則

参考

明治義塾規則

主旨

第一条 本校ハ政事、法律、哲学、及、經濟ノ四科ヲ兼修スル

ヲ以テ主旨トス

学科

第二条 学科ヲ予科ト本科トニ分チ本科ノ年限ヲ三年トシ予科

ヲ二年トス但シ初歩ノ者ノ為メ科外ヲ設ク

第三条 予科ハ本科ニ入ルノ階梯ニシテ専ラ生徒ヲシテ訳読セ

シメ以テ意義ヲ解スルヲ旨トシ本科ハ左ニ掲クル教課書ヲ用

ヒ教員之ヲ講説シ或ハ生徒ヲシテ試問ニ応答セシメ以テ事理

ヲ会得セシム但シ別ニ漢書作文算術ノ三科ヲ設ケ生徒ヲシテ

随意ニ之ヲ研究セシム

試験及卒業

第四条 試験ハ定期試験大試験ノ二種トナス

第五条 定期試験ハ毎月末其履修セル諸科目ニ就テ之ヲ行フ者

ナリ

第六条 大試験ハ每期ノ末其期中ニ履修セル諸科目又ハ未タ学

ハサル書籍ニ就テ之ヲ行フモノナリ

第七条 大試験ハ一回ノ全点ヲ一百トシ定期試験ハ一期間ノ全

点ヲ合シテ一百トナス

第八条 每期ノ末定期試験ノ点数ト大試験ノ点数トヲ合シテ生

徒ノ席順及ヒ等級ヲ定ムヘシ

第九条 試験ノ合格ハ其全点ノ五十以上ヲ得ル者ニ限ルヘシ但

シ本科ハ一科タリトモ二十以上ヲ得サルモノハ不合格トス

第十条 卒業ノ期ニ至リ大試験ノ節全科目トモ合格ノ者ニハ卒

業證書ヲ与フヘシ但シ一旦不合格ノ者ニテモ其志願ニ由リテ

ハ更ニ数ヶ月ノ猶予ヲ与ヘ再試験ヲ行ヒ合格ノモノニハ卒業

證書ヲ与フルコトアルヘシ

第十一条 毎試験後ニ勤惰表ヲ作テ之ヲ証人ニ附与スヘシ

入学

第十二条 入学ハ毎火曜日ト定ム

		科外課程		第一、第二、リードル コロネル氏 地理書	
		予科		二ヶ年	
		第二級		前期 同 後期	
		第一級		前期 同 後期	
古一週 時間 科名		第三級		前期 同 後期	
三時 時 積解		マコーレー氏 ヘスチング伝 スベンサー氏 代議政体		スベンサー氏 代議政体 マコーレー氏 ミルトン伝	
三時 時 經濟		ゼボン氏 經濟初歩 ホーセツト氏 經濟書		ホーセツト氏 經濟書	
四時 時 法政		法理 アモス氏 英國憲法書及各 國憲法		契約 アモス氏 英國憲法書及各 國憲法	
二時 時 哲学		ハクスレー氏 理科学初歩 ゼボン氏 論理論		ゼボン氏 論理論書	

		第二級		前期 同 後期	
		三時 時 積解		リービング氏 アッドレッズ スベンサー氏 干渉書	
		三時 時 經濟		ミル氏 經濟書	
		四時 時 法政		ペンザム氏 立法論綱 バゼホット氏 英國憲法書	
		二時 時 哲学		ヘボン氏 心理學 ベイン氏	
古一週 時間 科名		第一級		前期 同 後期	
三時 時 積解		マコーレー氏 ハラム氏英國憲法史評論 デクインシー氏 チャーレスランブ伝		デクインシー氏 チャーレスランブ伝 エムソン氏 教育論	
三時 時 經濟		ケアン氏 理財論法 ゼボン氏 貨幣論		ケーリー氏 經濟書 ポーエン氏 經濟書	
四時 時 法政		証拠法 ミル氏 代議政体		公平裁 シリバー氏 判法 シビルリバーチー	
二時 時 哲学		哲学史		スペンサー氏 社會學	

第十三条 入学スル者ハ年齢満十三年以上ニ限ル

第十四条 入学ヲ望ム者ハ学業履歴書ヲ幹事局ヘ差出スヘシ

第十五条 入学ノ許諾ヲ得タル者ハ第二十四条ノ如キ入学証書ヲ幹事局ヘ差出スヘシ

第十六条 右保証人タル者ハ丁年以上ニシテ東京府内ニ住居シ身元慥ナル者ニ限ルヘシ但保証人府内ニテ転居スル片ハ其旨届出ヘシ又府外ニ転居スルカ或ハ死亡スル片ハ更ニ保証人ヲ立換証書ヲ差出スヘシ

学期

第十七条 一ケ年ヲ分テ二学期トス第一期ハ三月一日ヨリ七月二十日ニ至リ第二期ハ九月一日ヨリ二月二十日ニ至ル

休業

第十八条 前期休業ハ二月廿日ヨリ同月廿八日ニ至リ後期休業ハ七月廿一日ヨリ八月卅一日ニ至ル

第十九条 毎日曜日十二月廿六日ヨリ一月十日ニ至ル十六日間及ヒ左ノ大祭日ハ休業トス

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 三月二十日

神武天皇祭 四月三日

秋季皇靈祭 九月廿三日

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

入学金及授業料

第二十条 入学ノ節ハ入学金貳円ヲ納ムヘシ

第二十一条 毎月ノ末翌月分ノ授業料壹円及校中費貳拾五銭ヲ納ムヘシ但シ入塾ノ者ハ別ニ塾費貳拾五銭ヲ納ムヘシ

第二十二条 一旦受取タル入学金及ヒ授業料等ハ縦ヒ直ニ退校スルモ返サ、ルヲ法トス

欠席欠課

第二十三条 疾病或ハ不得止ノ事故アリテ欠席スル者ハ必ス其事由ヲ詳記シタル届書ヲ幹事局ヘ差出スヘシ

入学証書雛形

第二十四条 入学証書々式

入学証書

何府何国何郡何町何番地

何族平民何某何男或弟

年月日生 何 某

何年何ヶ月

右今般貴塾へ入学為致候上ハ御規則堅ク為相守可申ハ勿論当人身上ニ関スル事故等ハ拙者ニ於テ一切引受可申候也

東京何区何町何番地

身分

年月日 証人 何 某印

明治義塾幹事局御中

右証券界紙ヲ用ユヘシ

(下札)

「試験点数 定期卒業試験共一回ノ全点ヲ一百トシ試験ノ

合格ハ八十点以上ヲ得ルモノニ限ル

休業 毎日曜日大祭日及ヒ七月十六日ヨリ八月卅一日

ニ至リ十二月廿一日ヨリ一月十日ニ至ル

(欄外注記1)

「六月八日付記録科」「六月九日送達」

(欄外注記2)

「丙七九一」「六月一日宿直」

〔明治十六年 私立各種学校書類 学務課

613
C53〕